

議案第 66 号

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 21 日提出

川崎市長 福田 紀彦

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染の拡大を防止するため、臨時の措置として国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 58 条第 2 項に規定する保険給付について、川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の特例を定めるものとする。

(保険給付の特例)

第 2 条 川崎市国民健康保険条例第 5 条の規定にかかわらず、同条各号に掲げるもののほか、給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受け

ている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級（同条第2項の規定により当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、その加えられた等級）の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。以下この項において「上限額」という。）を超えるときは、当該上限額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コ

コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部を受けることができる場合において、その受けすることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 5 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和2年9月30日以後の規則で定める日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、傷病手当金の支給を始める日が失効日以前である場合の傷病手当金の支給については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 要 旨

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、臨時の措置として国民健康保険法第58条第2項に規定する保険給付について、川崎市国民健康保険条例の特例を定めるため、この条例を制定するものである。